令和８年度製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業募集要領

第１　事業の目的

この事業は、木材関連事業者が行う、県内で製造、加工された製材品（以下「県産製材品」という。）の出荷にかかる梱包資材の高騰による経営の圧迫に対し、緊急的に支援することでサプライチェーンの維持を図ることを目的とする。

第２　募集の内容

１　事業の内容

県産製材品の出荷に係る原油由来の梱包資材について、価格高騰分に係る経費上昇分の１／２相当額を助成する。

２　補助対象経費

区　　分	内　　容
梱包資材経費	県産製材品の出荷に係る原油由来である結束バンドや防水フィルム等の梱包資材経費

３　補助金額

定額：県産製材品出荷量１㎥当たり20円

ただし、申請する補助金の額は、千円単位（千円未満切捨て）とする。

４　事業対象期間

事業実施期間は、令和８年４月１日から令和９年２月19日までとする。

第３　申請にあたっての条件

１　申請者の要件

申請者は、以下の全ての要件を満たすものとする。

① 県産製材品の製造、加工を行う合法木材供給事業者と認定された者、または、COC 認証を取得して製材、加工に取り組む者であること。

② 県内に事業所を有し、補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができること。

③ 県税に未納がないこと。

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

２　申請に当たっての留意事項

①　出荷伝票（出荷日、数量、販売者、購入者がわかるもの）をまとめ、県から指示があった際には速やかに指定された出荷日に係る分の写しを提出できる様にしておくこと。

② 出荷伝票については、日ごとに出荷量をまとめ整理しておくこと。出荷単位について、本や枚などで表記される場合は、㎥換算の根拠を示すこと。

第４　事業の応募手続き

１　募集期間

募集締め切りは令和８年１２月４日（金）とする。ただし、要望の状況によっては、募集期間中に終了する場合がある。

２　提出書類

以下の書類を作成すること。

① 事業見込調査表（実施要領　様式第１号）
② 月別出荷実績表（様式第１号付表）
③ 梱包資材及び荷姿の写真（それぞれ１葉）

３　提出方法

郵送又はメールにより提出すること。いずれの場合も、提出後に電話で到着を確認すること。

４　提出先

宮崎県環境森林部　山村・木材振興課　みやざきスギ活用推進室　木材利用拡大担当
住所　〒880-8501　宮崎市橘通東２丁目10番1号
電話　0985-26-7156

第５　事業実施に係る留意事項

事業実施に当たっては、次の事項について留意すること。

① 事業実施者は、「製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱」及び「製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業実施要領」に基づき事業を実施すること。
② 事業の実施前に実施するヒアリング及び事業完了後に実施する確認検査に対して協力すること。
③ 本事業で、事業主体が購入した補助対象品は転売または譲渡しないこと。
④ 前年度及び今年度の出荷数量及び梱包資材購入額について正確かつ誠実に報告すること。
⑤ 上記③、④に疑義が生じた場合は、当該事業主体に対し調査を実施し、不正等の事実が確認された場合には交付決定を取り消すものとする。
⑥ 事業完了後の日から起算して30 日以内又は補助金の交付決定のあった年度の２月26 日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出すること。なお、実績報告書には補助金の交付決定のあった年度の梱包資材購入額（税込）がわかる書類を添付すること。
⑦ 事業計画の内容を変更する必要が生じた場合は、あらかじめ県に報告し指示を受けること。
⑧ 事情の変化により、事業の継続が困難となった場合は、速やかに県に報告し指示

を受けること。

⑨　補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日の属する年度の終了後５年間保管すること。

第６　問合せ先

宮崎県　環境森林部　山村・木材振興課
　みやざきスギ活用推進室　木材利用拡大担当（担当者：山下、福留、戸田）
電　話　0985-26-7156
ＦＡＸ　0985-28-1699
メール　miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp